

第5章 勤務条件関係等業務

1 勤務条件

(1) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和35年岡山県人事委員会規則第16号）を次のとおり改正した。

ア 勤務時間

育児短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準を定めた。

（適用：平成20年4月1日）

イ 年次休暇

育児短時間勤務職員の年次休暇については、勤務時間又は勤務日数に応じた日数とすることとした。

（適用：平成20年4月1日）

ウ 特別休暇

(ア) 育児短時間勤務職員の次の特別休暇については、勤務日数に応じた日数とすることとした。

（適用：平成20年4月1日）

- ・ ボランティア休暇
- ・ 男性の育児参加のための休暇
- ・ 結婚休暇
- ・ 夏季休暇
- ・ 健康管理休暇
- ・ 永年勤続休暇

(イ) 臨時的任用職員の特別休暇については、任命権者は人事委員会の承認を得て別に定めることができることとした。

（適用：平成20年3月18日）

(2) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用について（昭和36年岡人委第42号）を次のとおり改正した。

ア 年次休暇

勤務形態を変更した場合の育児短時間勤務職員の年次休暇について定めた。

（適用：平成20年4月1日）

イ 特別休暇

勤務形態を変更した場合の育児短時間勤務職員の特別休暇について定めた。

（適用：平成20年4月1日）

2 その他

(1) 職員の育児休業等に関する規則（平成4年岡山県人事委員会規則第6号）を次のとおり改正した。

育児のための短時間勤務制度の導入に伴い、規定の整備を行った。

（適用：平成20年4月1日）

(2) 職員の自己啓発等休業に関する規則（平成20年岡山県人事委員会規則第18号）を次のとおり制定した。

職員の自己啓発等休業に関する条例の制定に伴い、職員の自己啓発等休業制度に関し必要な事項を定めた。

（適用：平成20年4月1日）

(3) 職務に専念する義務の免除の取扱いについて

職員が現業職員転任試験を受ける場合を、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和28年人事委員会規則第10号）第2条第6号の「人事委員会が必要と認める場合」に該当するものとして職務に専念する義務を免除することができることとした。

（適用：平成19年9月18日）